

第35回

2022トライアスロンIN徳之島大会

「Reborn」

競技規則



# 競 技 規 則

## 【総 則】

大会当日、豪雨や海上の荒れなど気象状況が悪化する場合には大会の開催及び中止については実行委員会の権限とする。大会の安全確保のため、当日に波浪警報発令中の場合は競技を中止、あるいは距離の短縮やコースの変更など実行委員会の権限において決定する。

競技者は楽しい1日を過ごすため、良きスポーツマンシップを持って行動することを要求され、不当な行動及び申告などスポーツマンらしくからぬ行為は失格の原因となる。

この規則に記載されていない事項については、日本トライアスロン連合（JTU）の規則を準用する。

## ■競技共通事項

（コース等の把握）

第1条 競技者は、コース及び競技環境を事前に把握し、かつ、自らの責務でコースを確認し、競技を行うものとする。

（コース離脱と復帰）

第2条 コースを離脱したときは、離脱した地点に戻って競技を再開するものとする。

（逆走の禁止）

第3条 正当な理由がある場合を除くほか、コースの逆走をしてはならない。

（指示・注意）

第4条 競技者は、大会スタッフ及び警察官の指示に従い、自ら安全を確認しながら競技を行わなければならない。

2 大会スタッフは、次の各号に掲げる事項について競技者に対して注意を与えることができる。

（1）ルール違反が起こることが予想されるときであって、違反をする前に改善を求めるとき。

（2）安全確保のため競技者に指示を与える必要があるとき。

（3）軽微なマナー違反やモラル欠如に対して改善を求めるとき。

3 競技者は、注意が与えられたときは速やかに大会スタッフの指示に従わなければならない。

（個人的援助の禁止）

第5条 大会主催者の提供する支援（エイドステーションなど）又は大会主催者から許可を受けた支援以外の援助（個人的援助）を受けること及び与えることを禁止する。

2 前項の規定にかかわらず、事故など緊急時における救護や安全確保への協力は個人的援助とみなさない。

3 応援者等は特定の競技者と伴走又は追走することは個人的援助とみなす。

（交通ルールの遵守と安全確保）

第6条 競技者は、競技中であっても道路交通法をはじめとする交通ルールを守り、次の各号に掲げる事項について注意して安全を確保しながら競技を行わなければならない。

（1）交通規制の状況を理解し、これに応じて競技を行うこと。

（2）バイク及びランではキープレフトを保ち、車両に注意して競技を行うこと。

（3）観客や通行人のコース横断に注意して競技を行うこと。

（4）緊急車両の通過があるときは、左端に寄って徐行又は停止して進路を譲ること。

（5）交通規制されている場合を除き交通標識を守ること。ただし、別に指示がある場合はこれによる。

（優先進路）

第7条 競技者は、他の競技者の優先進路を速やかに判断し、競技のスムーズな流れを確保するよう努めなければならない。

2 他の競技者の優先進路を妨害する行為（ブロッキング）をしてはならない。

（時間厳守）

第8条 大会規定による選手受付、競技説明会、最終受付、スタート地点への集合、その他公式催事は決められた時間を守らなければならない。

2 競技のスタート時間を遅れて大会に出場することはできない。

（レースウェア）

- 第9条 競技の際に着用するレースウェアは、機能性、安全性に優れ、競技にふさわしいものを使用するものとする。
- 2 仮装すること及び公序良俗に反するレースウェアは使用してはならない。
  - 3 スイムではスイムウェアを着用するものとする。
  - 4 バイク及びランでは上半身及び下半身ともレースウェアをしっかりと着用しなければならない。レースウェアがまくれ上がった状態で競技することはできない。

(レースナンバー)

- 第10条 レースナンバーは指定位置に正しく取り付けなければならない。
- 2 バイク競技においては背面に、ランにおいては正面に、バイク及びランでの共通のレースウェアを使用する場合は前後に取り付けるものとする。
  - 3 レースナンバーは加工（小さく切ったり、穴を開けたり、折り曲げたり、書き込みを加えたりすること。）を施さず使用しなければならない。
  - 4 レースナンバーの取付けは、四隅を確実に留めるものとする。安全ピンを使用するほか、外周をしっかりと縫い付けることを推奨する。
  - 5 レースナンバーは、競技中、常に全面が見えるようにしなければならない。
  - 6 ナンバーベルトは、前項を満たすことを条件に使用できる。ただし、ベルトが腰より極端に下がらないよう留意しなければならない。
  - 7 ナンバーベルトを使用する場合、1枚のレースナンバーをバイクのときには背面に、ランのときは正面に回して使用することができる。

(競技用具の安全管理)

- 第11条 競技用具は、製作メーカー指定の取扱方法を守って使用するものとする。
- 2 競技用具の整備は、競技者自らの責任で行い、常に整備された状態で使用するものとする。
  - 3 競技中の転倒などで競技用具に損傷を受けたときは、競技者自ら適切な処置を行うものとする。ただし、処置を行った場合であっても、危険が予測されるときは競技を中止するものとする。

(使用条件付競技用具)

- 第12条 ワセリン、オイル類、保湿クリーム及び日焼け止めなどは使用できる。ただし、ボディーマーキングを受ける前に使用してはならない。

(貸与品)

- 第13条 記録用バンド（アンクルバンド）の貸与品は指示に従って使用し、競技終了後は返却しなければならない。

(競技の一時停止)

- 第14条 競技者は、危険回避、体調保全又は競技用具の整備のために、競技を一時的に停止することができる。この場合において、一時停止している時間は計測される時間に加算される。

(競技の中止・棄権)

- 第15条 大会スタッフは、規則違反をした競技者を退場・失格させる権限を持つ。
- 2 大会スタッフは、競技者が過度の疲労、競技力不足又は事故等により競技の続行に支障があると判断したときは、競技者に対し、競技の中止を指示することができる。
  - 3 大会スタッフに競技の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。
  - 4 競技者は、競技続行に不安があると感じたときは、自らの意思で競技を棄権するものとする。
  - 5 競技を棄権したときは、大会本部にその旨申告しなければならない。

(制限時間)

- 第16条 制限時間内に各種目のフィニッシュライン又は指定箇所（関門）を通過できなかった場合は、競技を中止しなければならない。ただし、運営上の問題がないと判断された場合に限り競技の続行が許可されることがある。
- 2 制限時間内に完走できなかった場合の記録はDNF（未完走）とする。

(エイドステーションでの補給)

- 第17条 エイドステーション付近では、安全な速度まで減速し、周囲に十分注意して補給を受けるものとする。
- 2 補給を受けるときは次の各号に掲げる方式による。
    - (1) 受取方式：大会スタッフより補給物を直接受け取る方式。手を上げるか口頭で受け取ること

を合図して受け取る。この場合において大会スタッフは止まって補給物を渡すことを基本とする。

(2) 取り上げ方式：テーブルに置かれた補給物を競技者自ら取り上げる方式。

## ■スイム【水 泳】

(スイム制限時間)

第18条 スイムフィニッシュは競技開始後1時間15分で閉鎖されるものとする。コース上にいる競技者は即刻失格となる。

ただし、運営上、安全面で問題がないと判断された競技者に限りバイク競技より続けることができる。その場合、競技者は大会本部へその旨を報告しなければならない。また、記録は種目別の記録となり、完走とは認めない。

(競技の中止・棄権)

第19条 大会スタッフは、スイム競技の安全確保や競技者の安全面、ルール違反、制限時間内に完泳出来ないと判断したときは、競技者に対して、競技の中止を指示することができる。競技を棄権したときは、その旨、大会本部へ連絡しなければならない。また、他の選手の競技の妨げをしてはならない。

(スイムレースナンバー)

第20条 競技者は、最終受付時にスイムキャップ及び手の甲及び両腕又は両腿にレースナンバーを記入する。ワセリン等は記入後に使用する。

(スイムの競技方法)

第21条 スイムは、状況に応じた最良の泳法により競技することができる。

(小休止)

第22条 危険回避や体調保全のため、競技を一時停止してブイ、コースロープ類及び停止中のボートにつかまるなどの方法により小休止をとることができる。ただし、これらを利用して推進することを禁止する。

(緊急時の心得と合図)

第23条 スイムでは、緊急時に備えて余力を残して競技し、自ら安全を保てるよう心がけなければならない。

2 救助を求めるときは、ブイ、コースロープ類及び停止中のボートにつかまるなどの方法で競技を停止し、片手を頭の上で振り、声を出して救助を求める。

3 一度救助された競技者は、原則として競技を再開することはできない。

(禁止行為)

第24条 スイムでは、次に掲げる行為を禁止する。

(1) 不正スタート(フォールス・スタート)

(2) スタートエリア外又は指定のスタート位置以外からのスタート。

(3) ブイ又はコースロープなどによって示されたコースの内側をショートカットして泳ぐこと。

(4) 危険行為(肘打ち、蹴る、のしかかるなど)

(着用義務用品)

第25条 スイムでは、支給されたスイムキャップを着用しなければならない。

2 スイムキャップを2枚使用しようとするときは、支給されたスイムキャップを外側に着用しなければならない。

(使用禁止用品)

第26条 足ヒレ又はパドルなど推進を補助する効果が得られる用具並びにシュノーケル及びガラス製品の使用を禁止する。

(ウェットスーツの着用)

第27条 ウェットスーツは安全のために有効であり、着用を推奨する。

## ■トランジションエリア

(トランジションエリアの定義)

第27条 トランジションエリア(乗車ラインと降車ラインを含む)は、選手が次の種目に切り替えるための場所をいい、コースの一部とする。

- 2 トランジションエリアの範囲は、スイムフィニッシュからバイク乗車位置まで及びバイク降車位置からランスタート位置までとする。乗車ラインと降車ラインは、同エリアの一部とする。

(競技用具の置き方)

- 第28条 競技用具はトランジションエリア内の指定された場所に置くこととする。この場合、他競技者の邪魔にならないよう、最小限の広さに収めなければならない。

(競技中の着替え)

- 第29条 更衣テントなど指定された場所以外において、みだりに裸になってはならない。
- 2 スイムからトランジションエリアに向かう際にスイムキャップ、ゴーグル及びウェットスーツなどを脱ぐことはできるが、指定された場所に置かなければならない。

(入出制限)

- 第30条 トランジションエリアは、コースの一部であるため競技者及び大会スタッフ以外は立ち入ることを原則的に禁止する。

(トランジションエリアでのバイク乗車禁止)

- 第31条 トランジションエリア内では、バイクの乗車を禁止する。
- 2 サドルに乗っている状態、バイクにまたがっている状態及びペダルに片足を乗せて走行している状態は、「乗車している」とみなす。

(バイク乗車方法)

- 第32条 バイクの乗車は、選手の片足が乗車ラインを越えた後に、完全に片足が地面についてから乗車しなければならない。
- 2 乗車ラインを通過してからもバイクを押して走ることができ、乗車ラインを越えた直後に乗車しなくてもよい。

(バイク降車方法)

- 第33条 バイク降車は、降車ライン手前の地面に、片足が完全についてから降車しなければならない。

(ヘルメットの着脱)

- 第34条 ヘルメットストラップは、バイクスタート前には、バイクラックからバイクを外す前にしっかりと締め、バイクフィニッシュ後は、ラックにバイクを掛けてからストラップを外さなければならない。

## ■バイク【自転車】

(バイク制限時間)

- 第35条 バイクフィニッシュは競技開始後5時間20分で閉鎖されるものとする。閉鎖後コースにいる競技者は即刻失格となります。第5エイド（神之嶺小学校）／50km地点（鹿浦大橋手前）においてカットタイムを設け、これまでに通過出来ない場合は失格となる。

※第5エイド：10：45カットタイム ※50km地点：11：50カットタイム

- (1) コースを誤った競技者は他人の助力を受けることなく同じ道路を走ってコースに戻り、競技を続けることが出来る。
- (2) 口頭、あるいはコース図等による説明が理解出来なかったという理由や、通行人または観客の誤った指示、あるいは方向標識の脱落、第3者による置き換え等、いかなる理由によってもコースの誤走についての異議は認められない。
- (3) 競技者はコース下見に参加し、自らの責任においてコースを熟知しなければならない。

(競技の中止・棄権)

- 第36条 大会スタッフは、バイク競技の安全確保や競技者の安全面、ルール違反、制限時間内に完走出来ないと判断したときは、競技者に対して、競技の中止を指示することができる。競技を棄権したときは、その旨、大会本部へ連絡しなければならない。また、他の選手の競技の妨げをしてはならない。

(バイクレースナンバー)

- 第37条 競技者は主催者により支給されたレースナンバーをバイク競技中は背面に取り付ける物とする。レースナンバーベルトを使用する場合、1枚のレースナンバーをバイク競技の時は背面に、ラン競技の時は正面に回して使用することができる。
- 2 ヘルメット用・バイク用ステッカーを所定の箇所に表示しなければならない。(図参照)

【参照図】

- ヘルメット用ステッカー（2枚）・・・ヘルメットの前方及び左側側面につけて下さい。



ステッカーサイズ 90mm×70mm

- バイク用ステッカー・・・（2枚）サドル下、見えやすいところ（両面）につけてください。



ステッカーサイズ 80mm×135mm  
【プレート等をお持ちの方は、ご持参下さい】

（バイク競技方法）

第38条 バイクの競技方法は、バイクに乗車して行うことを基本とする。

- 2 コースの路面状況、急坂又は機材の故障などの理由によりバイクに乗車したまま競技を行うことが困難なときは、降車し、押す、持ち上げ又は担ぐなどの方法により競技することができる。

（禁止行為）

第39条 バイク競技中は次に掲げる行為を禁止する。

- (1) バイクコースの逆走（謝ってバイクコースから離脱し、又はコース上に落とした用具を拾うなど正当な理由によりバイクコースを戻らなければならない場合は、バイクから降りて押し戻らなければならない。）  
(2) 他の物によってバイクをけん引してはならない。また、競技者以外の者によってバイクを進めてはならない。

（バイクトラブル）

第40条 バイク競技中のメカトラブルに対しては、すべて競技者自身が対処しなければならない。修理道具及びスペア部品等も各自の責任において準備し、第三者からの提供を受けてはならない。ただし、主催者が指定した場所、徳之島町・第4エイド：バイクピット（東天城中前）での修理は、この限りではない。

（安全の確保）

第41条 バイク競技中は、常に周囲に対して注意を払わなければならない。

- 2 徐行・減速・停止などによりいつでも危険を避けることができるよう心がけるものとする。

（ヘルメット）

第42条 バイク競技では、常にバイク競技用の硬質ヘルメットを、その取扱説明書に従い正しく着用していなければならない。

（ドラフティングの禁止）

第43条 本大会はドラフティングを禁止する。

(ドラフティングの定義)

第44条 ドラフティングとは、他の競技者又は車両のドラフトゾーンの中に入って走行する行為をいう。競技者のドラフトゾーンの範囲は、バイクの前輪の最前部を基点として、後方7m、横幅3m(前輪を中心として左右それぞれ1.5m)の内側とする。車両ドラフトゾーンの範囲は、車両の最前部の中心を基点として後方35m、幅5m(左右それぞれ2.5m)の内側とする。

(キープレフト走行)

第45条 ドラフティング禁止レースにおいては、「キープレフト」を守り競技を行うものとする。  
2 キープレフトとは路肩あるいは競技コース左側から1m以内を基準として走行することとする。  
3 前項の規定にかかわらず、交通規制が敷かれ、コース幅が十分に広いときは、競技コース幅の左側より1/3を基準して走行することができる。

(並走の禁止)

第46条 ドラフティング禁止レースにおいては、並行したままバイク競技を行うことを禁止する。ただし、危険回避のためにやむをえないときはこの限りでない。  
2 前項ただし書きにより、並走したときは、危険が回避された場合、直ちに並走を解除しなければならない。

(集団走行の回避)

第47条 ドラフティング禁止レースにおいては、ドラフトゾーンに進入しているかどうかに関わらず、集団走行とならないよう心がけなければならない。

(ドラフトゾーンへの進入)

第48条 ドラフティング禁止レースにおいて競技者は、他の競技者のドラフトゾーンに進入することを禁止する。ただし次の各号に掲げるときに限りドラフトゾーンへ進入することができる。  
(1) 競技者を追い越すとき。  
(2) 危険回避のためにやむをえないとき。  
(3) トランジションエリアの出入り口及び合流地点の付近を通過するとき。  
(4) 減速指示又は追い越し禁止の指示がある鋭角ターン及び折り返し地点の付近を通過するとき。  
(5) 道路幅の減少、工事区間、迂回路、その他安全上の理由により、大会スタッフから指定された区間を通過するとき。  
(6) エイドステーションやトランジションエリア前後の100m区間。  
2 前項ただし書きの規定により、他の競技者のドラフトゾーンに侵入するときであっても、必要最小限の時間とし、かつ、安全確保に努めなければならない。

(追い越すときの注意義務)

第49条 追い越すときは、周囲を確認してから前方の競技者の右側から追い越すことを基本とする。  
2 Uターン、急カーブ並びに視界が悪い区間及びコース幅が狭い区間などの危険箇所において、追い越し禁止の指示があるときはこれに従わなければならない。ただし、当該区間を徐行している選手がいる場合は、十分に安全に注意しながら追い越すことができる。

(追い越しの奨励事項)

第50条 追い越しを行うときは、周囲の競技者に一声かけて追い越しを行うことを推奨する。

## ■ラン【ランニング】

(ラン制限時間)

第51条 ランフィニッシュは競技開始後8時間00分で閉鎖されます。閉鎖後コースにいる競技者は即刻失格となります。

(競技の中止・棄権)

第52条 大会スタッフは、ラン競技の安全確保や競技者の安全面、ルール違反、制限時間内に完走出来ないと判断したときは、競技者に対して、競技の中止を指示することができる。競技の棄権したときは、その旨、大会本部へ連絡しなければならない。また、他の選手の競技の妨げをしてはならない。

(ランレースナンバー)

第53条 競技者は主催者により支給されたレースナンバーをラン競技中は前面に取り付ける物とする。レースナンバーベルトを使用する場合、1枚のレースナンバーをバイク競技の時は背面に、ラン競技の時は正面に回して使用することができる。

(ラン競技方法)

第54条 ランは、競技者自身の走行により行う。

- 2 危険回避や体調保全のために歩行することができる。
- 3 ランはランシューズを履いて競技することを基本とする。ただし、これを履かないで競技することを認める。

(フィニッシュ)

第55条 フィニッシュの直前では、帽子及びサングラスを外すことを推奨する。

(同伴フィニッシュ)

第56条 同伴フィニッシュを行う場合は次の各号に掲げることに留意する。

- (1) 他の競技者へ影響を与えない範囲であること。
- (2) 大会スタッフの指示には従うこと。
- 2 競技者は、自主的な判断により、同伴フィニッシュが大会の運営に支障を来さないよう、状況に応じたスムーズな競技運営に協力するものとする。
- 3 複数の競技者が競い合っているときは、コースに入ることを制限する。
- 4 同伴者がコース内に持ち込むことができる旗などは最小限のものとする。
- 5 大会に出場した競技者の同伴フィニッシュは、レースナンバー及び計測バンドなどをはずして行わなければならない。
- 6 同伴フィニッシュの際に、飲食物の提供を受けることは禁止する。

参加上の注意

1. 本大会は、参加者の交流や親睦と安全を第一に考えています。異議の申し立て等でペナルティや失格など、不愉快な事態にならないよう気をつけて下さい。タイムを競う大会ではありますが、無事故で安全に楽しく競技が終えるよう、各自自覚の上で競技を楽しんで下さい。
  2. ミドルタイプのレースとはいえ、所要時間も長くコースもハードで、天候によっては極めて過酷な競技となります。競技者は、各自事前準備を整えて体調には十分気をつけて、マイペースで競技を行って下さい。
  3. 一般公道を利用するため、交通規則は絶対に遵守して下さい。
  4. レース中、果物の皮や空き缶・コップ等は各エイドステーション付近に捨てて下さい。
  5. 大会当日、万一の事故については、主催者側で応急処置は致しますが、自己の不注意については責任を負いません。(参加誓約書のとおり大会開催傷害保険による給付金以外はありません。)
  6. トランジションにおける着替え、その他は必ず所定のカゴに入れて下さい。所定のカゴに入れてないものは搬送いたしませんし、責任は持ちません。
- ※ トライアスロンIN徳之島大会は、ミドル大会とはいえ所要時間(8時間)が長く、起伏に富んだハードで極めて過酷な大会となりますので、大会前日の飲酒や深酒は、体調を崩す恐れがありますので控えて下さい。また、暑さとの戦いになると思いますので「熱中症対策」を万全にし、完走できるように体調管理を行って下さい。

お わ り に

本大会は数多くの関係者及び公的機関や関係団体の連携とボランティアの方々のご協力とご支援により運営されています。

本大会も、延べ3,000人を越える方々がボランティアとして、早朝から深夜までコース清掃や設営、その他大会を成功させるために率先してご協力頂いております。

何かと不手際も多々あるかと思いますが、この大会を共に体感できる仲間として接して頂ければ幸いに存じます。

最後に、熱く・篤い・厚い楽しい一日を共に分かち合いましょう。”キバレ！鉄人達”

実行委員会一同



大会に関する問い合わせ先

実行委員会事務局（天城町役場 商工水産観光課内）

TEL 0997-85-5382／5184

FAX 0997-85-3110

Email: amagi-tri@yui-amagi.com